

三重県職員信用組合 ライフサポート資金 ご案内

令和6年1月1日現在

商 品 名	ライフサポート資金
ご利用いただける方	<p>下記のすべての条件に該当する個人の方に限ります。</p> <p>① 当組合の組合員である方（借入申込と同時加入可）</p> <p>② 常時勤務する職員で、給与引去りによる返済が可能な方</p> <p>③ 申込時満20歳以上の方</p>
お 使 い み ち	カード会社、消費者金融、他金融機関のカードローン等借換資金
ご 融 資 金 額	30万円以上500万円以下（1万円単位）
返済期間・利 率（注1）	○ 10年以内 5.90%（固定）
返 済 方 法	<p>○ 給与又は賞与から天引きさせていただきます。（給与及び賞与からの併用も可）</p> <p>○ 元利均等返済になります。</p> <p>※ 店頭で返済額を試算いたします。</p>
担 保	必要な場合があります。
保 証 人	原則、連帯保証人が必要です。連帯保証人になられる方は、制限行為能力者を除いた、当組合が保証能力を有する者と認めた方とします。
保証料・事務手数料	不 要
費 用	印紙代が別途必要となります。
期 限 前 返 済	全額繰上返済・一部繰上返済とも可 （元金30万円以上で当組合指定日、手数料不要）
必 要 書 類	<p>（1）給与及びご本人確認書類</p> <p> ① 給与個人別明細書等</p> <p> ② 運転免許証等</p> <p> ※ 原本確認のうえ、写しをとらせていただきます。</p> <p>（2）借入元の完済予定明細（試算日・金額明記による）</p> <p>（3）借入元への振込用紙 （融資実行日に借入元へお振込いただき、当日中に振込受取書（写）等を確認させていただきます。）</p> <p>※ なお、必要に応じて上記以外の追加書類をいただくこともありますので、ご了承ください。</p>

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記の窓口をご利用ください。 【窓口：三重県職員信用組合】 059-228-5205</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付日 月曜日～金曜日（祝日及び当組合の休業日は除く） ・ 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 <p>なお、苦情等対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.sansyokushin.shinkumi.jp</p> <p>・ 紛争解決措置 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777） 愛知県弁護士会 西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の三重県職員信用組合又は下記窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓口：（一社）東海信用組合協会 東海地区しんくみ苦情等相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付日 月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） ・ 受付時間 午前9時～正午12時、午後1時～午後4時30分 ・ 電話 052-451-2110 ・ 住所 〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21 <p>【窓口：（一社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付日 月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） ・ 受付時間 午前9時～午後5時 ・ 電話 03-3567-2456 ・ 住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
---------------------------	--

（注1）再任用者の方の借入における返済期間は任期満了日までとなります。

- * お申込に際しては、当組合による事前審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- * ご質問等がございましたら、当組合までお問い合わせください。
- * 住所・氏名・電話番号など、変更があった場合は、手続きが必要となります。

三重県職員信用組合 融資課

Tel（代表） 059（228）5205
（融資課直通）059（213）6240
Fax 059（228）3700